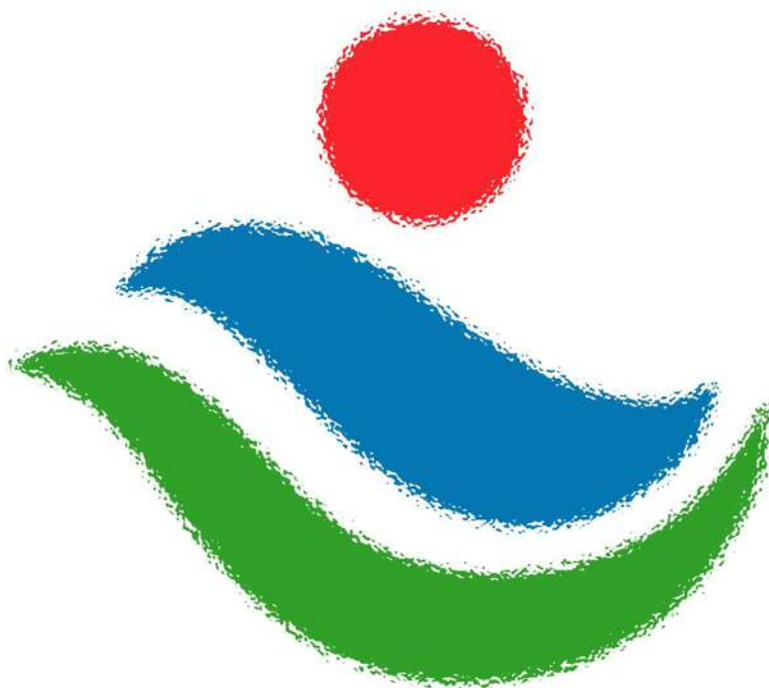


第2期黒潮町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



黒 潮 町

令和2年3月

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 策定体制.....	2
第2章 黒潮町の子ども・子育てを取り巻く環境.....	3
1. 統計による黒潮町の状況.....	3
2. 子育て支援に関するニーズ調査結果の概要.....	8
3. 第1期計画の進捗・評価.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1. 基本理念.....	19
2. 基本目標.....	19
3. 施策体系.....	19
第4章 教育・保育事業の環境整備.....	20
第5章 教育・保育事業の整備と施策の展開.....	27
基本目標1. 保育および地域子育て支援の充実.....	27
基本目標2. 母親と子どもの健康の確保と増進.....	34
基本目標3. 子どものための教育環境の整備.....	36
基本目標4. 子育てを支援する生活環境.....	40
基本目標5. 要保護児童への支援策の推進.....	44
基本目標6. 子どもが夢を抱ける町づくりを目指して(子どもの貧困対策の推進).....	46
第6章 計画の推進・点検体制.....	50
1. 推進体制.....	50
2. 計画の評価・確認等.....	50
資料編.....	51
1. 策定経過.....	52
2. 子ども・子育て支援会議設置条例.....	52
3. 子ども・子育て支援会議運営規則.....	53
4. 子ども・子育て支援会議委員名簿.....	54

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では少子化が急速に進行し、国は「少子化社会対策大綱」を定めるなど少子化対策を推進してきましたが、いまだ少子化に歯止はかかっていません。また、女性の社会進出にともなう夫婦共働き家庭の増加による保育ニーズの高まりや、核家族の増加、地域社会とのつながりの希薄化による子育て家庭の不安や負担感が増大しています。

また、近年児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加等、子ども・子育てを取り巻く環境は絶えず変化し続けています。

黒潮町では、「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)に基づき、平成27年4月から平成32年3月を第1期とした「黒潮町 子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子ども・子育て支援法のねらいは、「すべての子どもに質の高い幼児期の教育と必要な教育を提供すること」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

また、平成24年に実施した「国民生活基礎調査」の結果から子どもの7人に1人が、平均的な所得の半分以下の世帯、いわゆる貧困状況を受けて、国は平成26年8月に「子ども貧困対策に関する大綱」を策定し、さらに高知県では、平成28年3月に「高知家の子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

このことから黒潮町においては、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願うとともに、適切で切れ目のない支援が確実に届く仕組みをつくり、貧困が世代連鎖することのないよう「子どもの貧困対策」を「黒潮町 子ども・子育て支援事業計画」に包含し、第2期計画を策定します。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます

また、本計画は「黒潮町総合戦略」とともに、各種関連計画との整合性も図りながら、全ての子ども・子育て家庭を対象として、今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めるものとし、必要な事項を子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととします。

【子ども・子育て支援法】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年を計画期間とします。

なお、国における法制度の改正や社会情勢、地域の子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
黒潮町子ども・子育て支援事業計画									
		中間見直し		評価・ 計画策定	第2期黒潮町子ども・子育て支援事業計画				

4. 策定体制

本計画は行政関係者、学識経験者、福祉・保健・教育関係者等で構成する「黒潮町子ども・子育て会議」において計画の内容等を協議するとともに、アンケート調査の結果やパブリックコメントの結果など町民の意見を踏まえ検討・策定しました。

第2章 黒潮町の子ども・子育てを取り巻く環境

1. 統計による黒潮町の状況

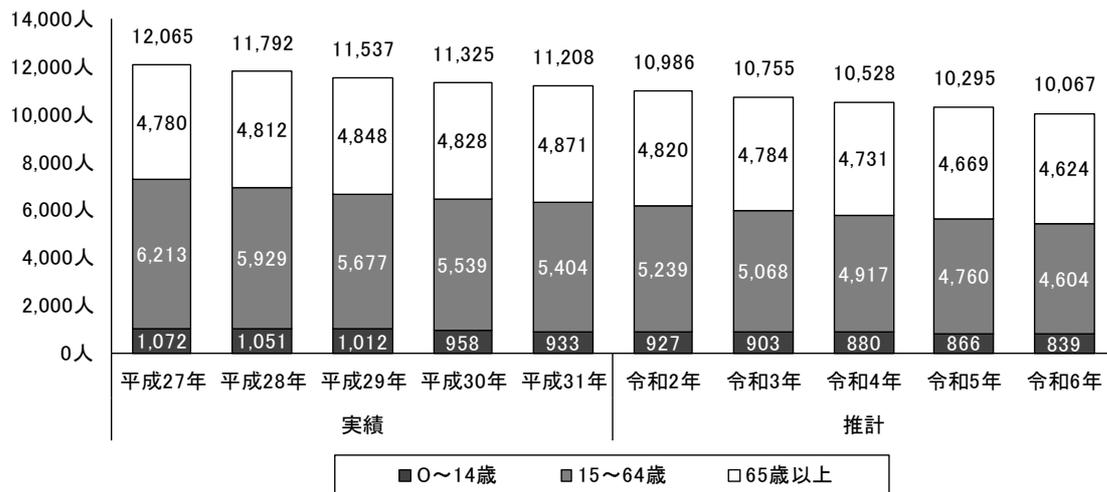
(1)人口

①総人口

総人口は平成27年の12,065人から、平成31年には11,208人へと減少しており、年々減少傾向にあります。

また、令和2年からの推計人口も年々減少する見込みとなっており、令和6年には10,067人となっています。

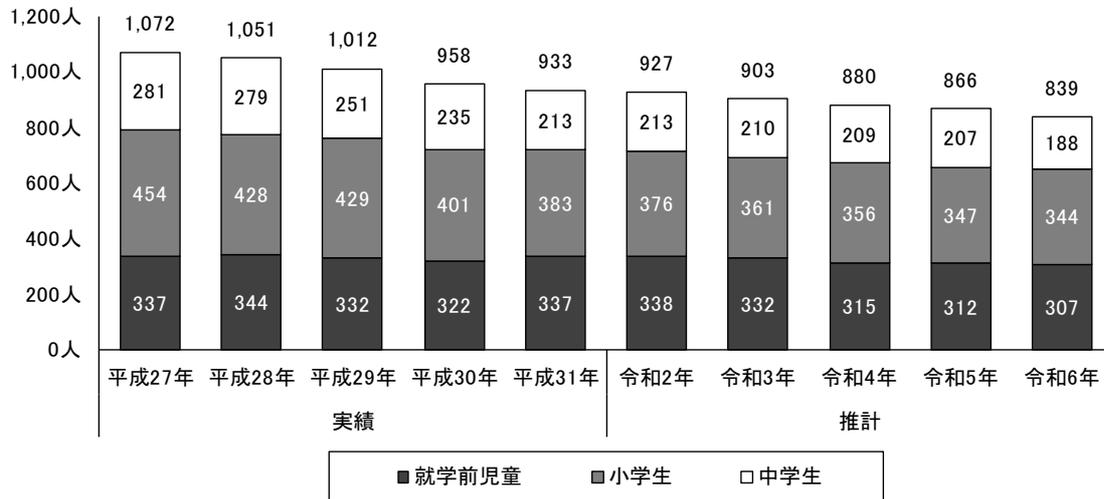
年齢3区別にみると、65歳以上が増減を繰り返しているのに対し、0～14歳、15～64歳は年々減少しています。



出典 住民基本台帳(各年4月1日時点)

②年少人口

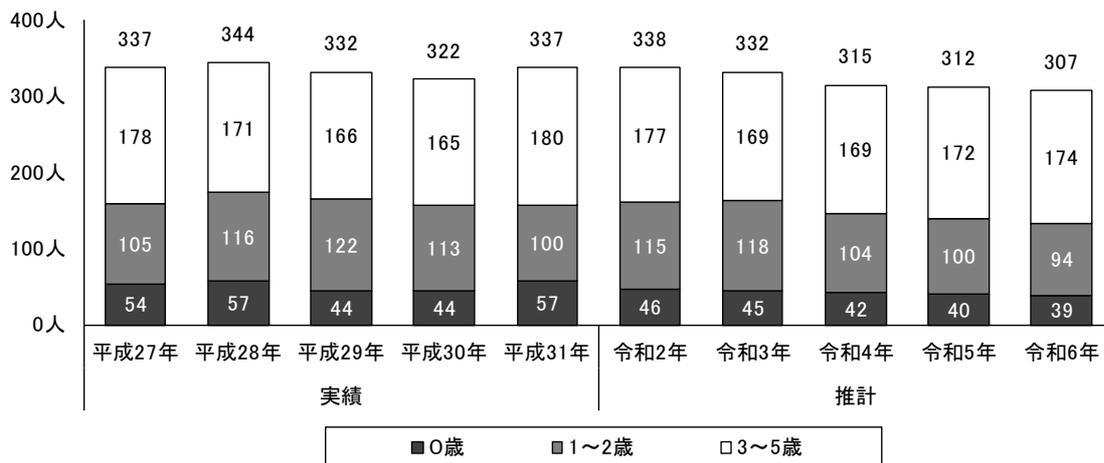
年少人口は平成 27 年 1,072 人から平成 31 年 933 人へと減少しており、年々減少傾向にあります。また、令和 2 年からの推計人口も年々減少する見込みとなっており、令和 6 年には 839 人となっています。



出典 住民基本台帳(各年 4 月 1 日時点)

③就学前児童

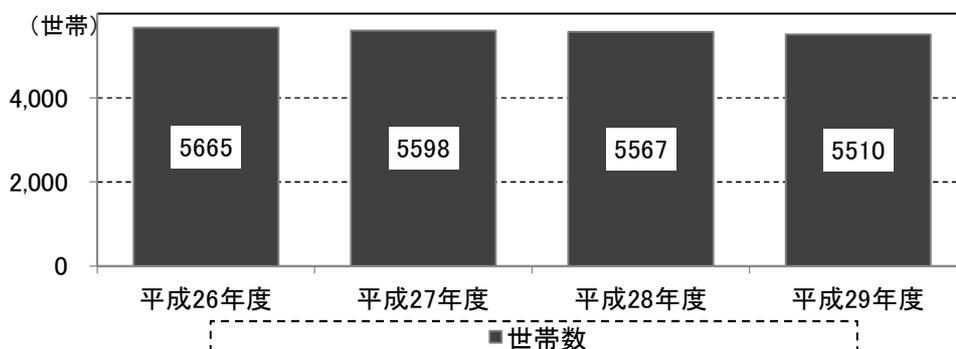
就学前児童は平成 27 年から増減を繰り返しており、年齢 3 区分別にみても増減を繰り返しています。また、令和 2 年からの推計人口は年々減少する見込みとなっています。



出典 住民基本台帳(各年 4 月 1 日時点)

(2) 世帯数

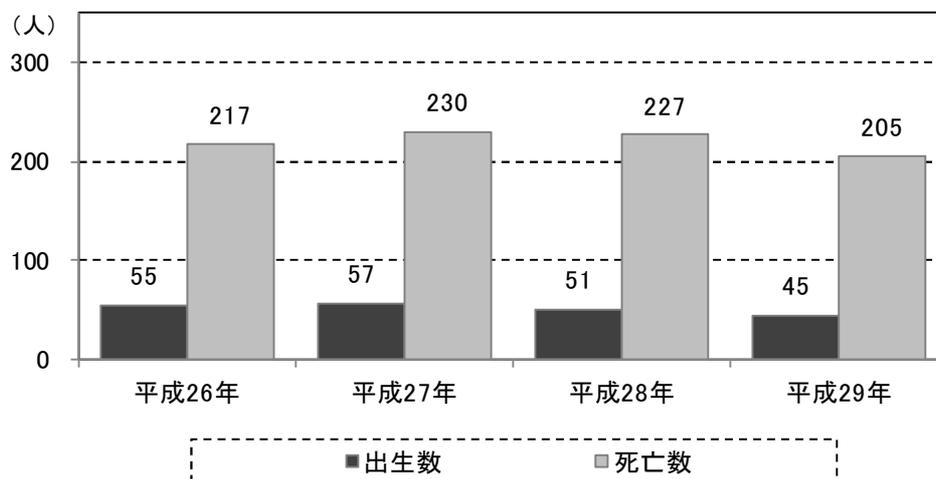
世帯数は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて減少傾向になっており、年度平均で 52 戸程度が減少しています。



出典 住民基本台帳(各年度末時点)

(3) 出生数、死亡数

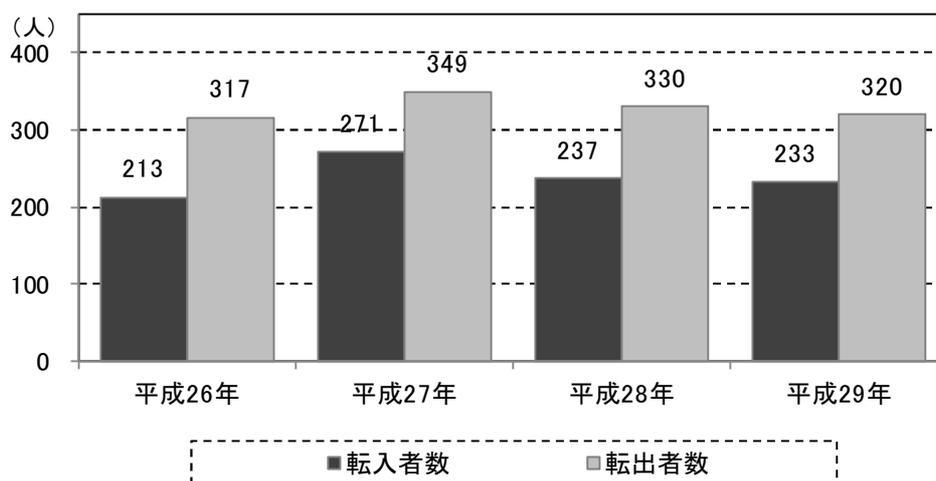
出生数、死亡数ともに平成 27 年から平成 29 年にかけて減少傾向になっており、平成 29 年にはそれぞれ 45 人、205 人と死亡数が出生数を約 4 倍上回っています。



出典 人口動態調査

(4) 転入、転出

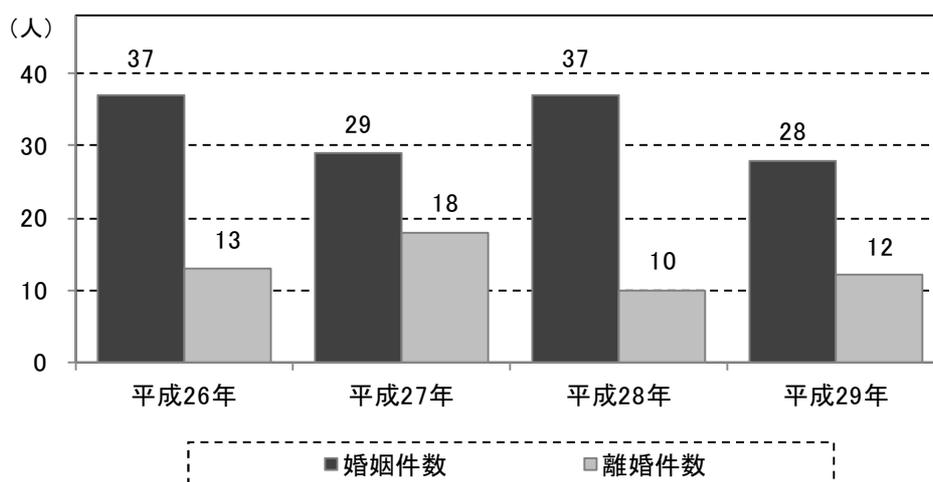
転入者数、転出者数ともに平成 27 年から平成 29 年にかけて減少傾向になっており、平成 29 年にはそれぞれ 233 人、320 人となっています。また、毎年転出者数が転入者数を上回っています。



出典 人口動態調査

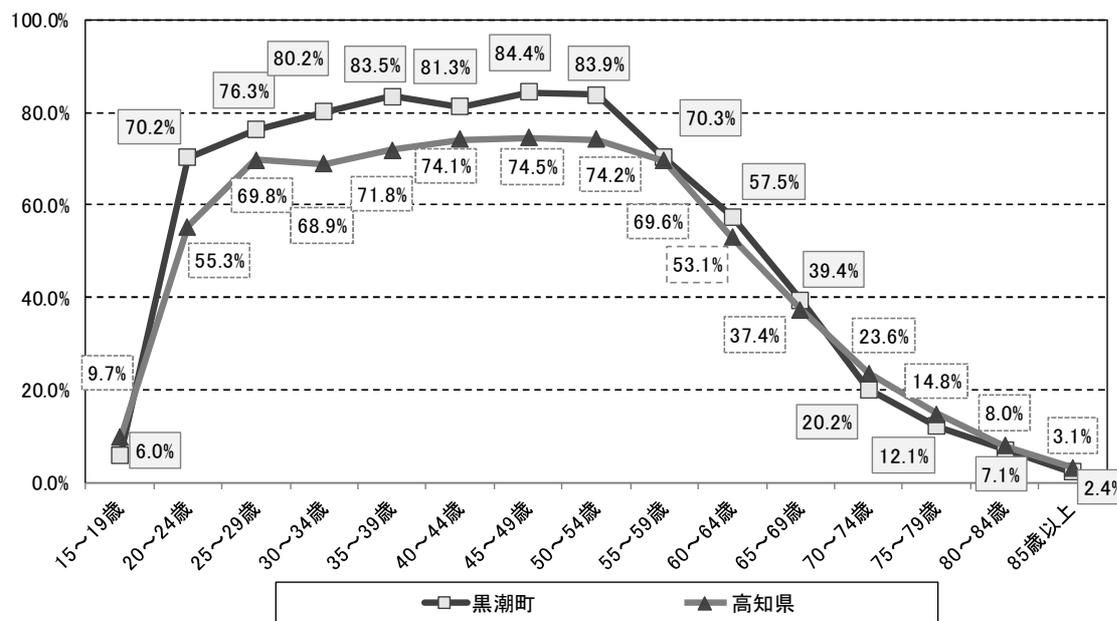
(5) 婚姻、離婚

婚姻件数、離婚件数ともに増減を繰り返しており、平成 29 年にはそれぞれ 28 件、12 件となっています。また毎年婚姻件数が離婚件数を上回っています。



(6) 女性の就業率

本町の女性の就業率は20～69歳までは高知県の女性の就業率を上回っており、40～44歳で若干減少しますが、45～49歳で最も就業率が高く、M字カーブは緩やかになっています。



出典 平成27年 国勢調査

2. 子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、本町における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握し、計画策定の資料とするため、計画策定の基礎資料とすることを目的に町民意向調査(アンケート調査)を実施しました。

(2) 調査概要

調査対象	黒潮町在住の就学前児童・小学生(1～4年生)の保護者
調査期間	平成31年3月6日(水)～平成31年3月20日(水)
調査方法	就学前児童・・・保育園に配布・回収を依頼 未就学児童は訪問による聞き取り調査 小学生・・・小学校に配布・回収を依頼

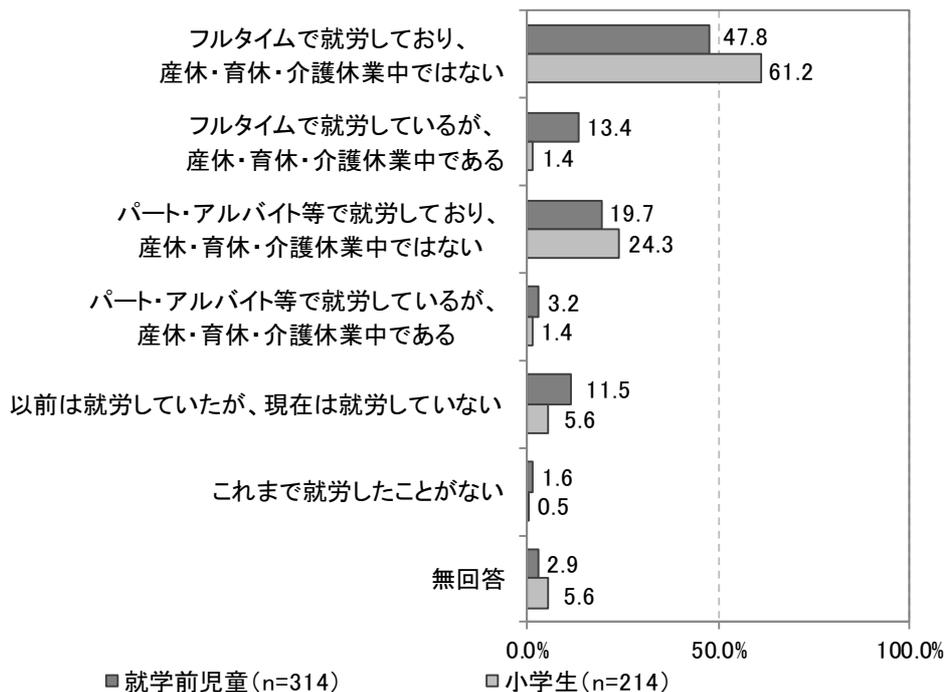
	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	342件	314件	91.8%
小学生	266件	214件	80.5%

(3) 結果概要

① 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、フルタイム(産休・育休・介護休業中を含む)とパート・アルバイト等(産休・育休・介護休業中を含む)で就労している人は就学前児童で 84.1%、小学生は 88.3%と高い就労率となっています。

【母親の就労状況】

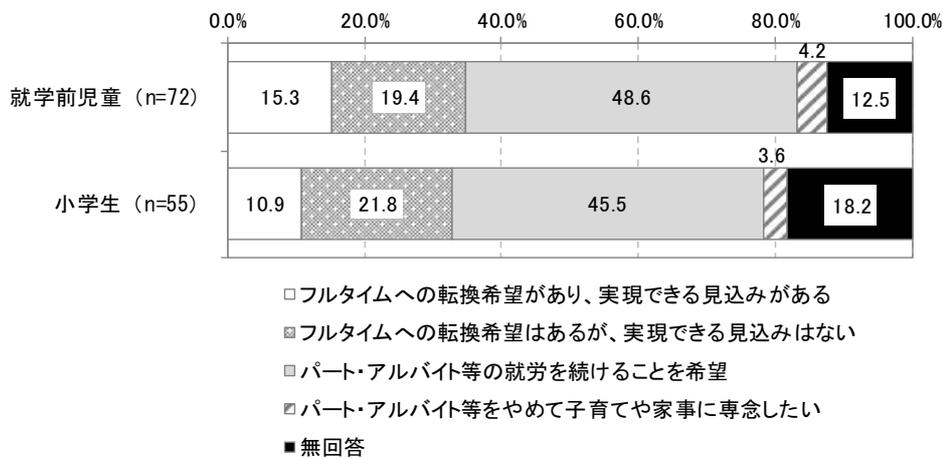


②母親のフルタイムへの転換希望と就労希望

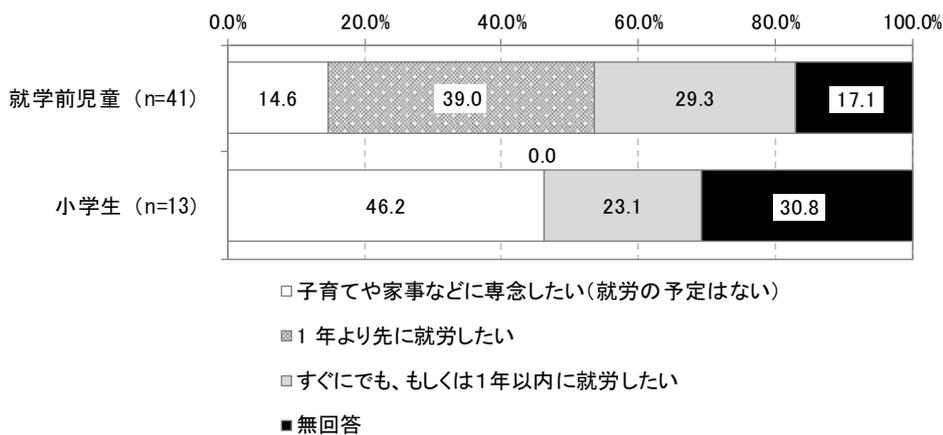
現在パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は就学前児童 34.7%、小学生 32.7%となっています。

また、現在就労していない母親の今後の就労希望は就学前児童で約 7 割と高くなっており、フルタイムへの転換希望や就労希望がかなった場合、保育の必要性が高まることが考えられます。

【現在パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望】



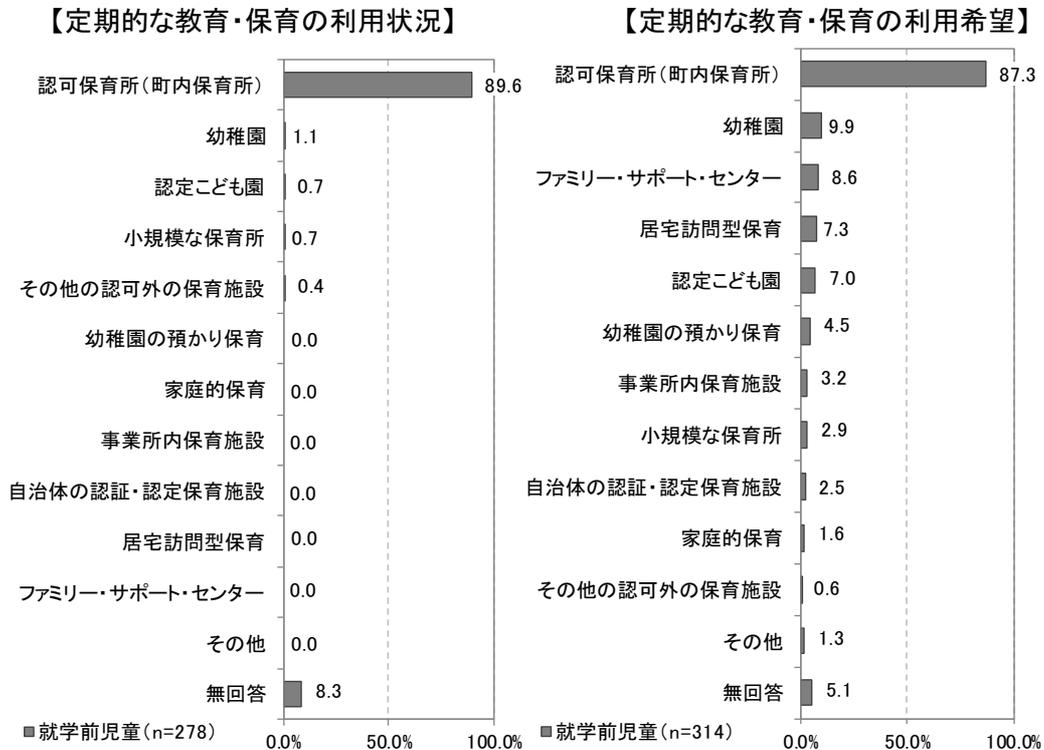
【現在就労していない母親の就労希望】



③定期的に利用しているまたは今後利用したい教育・保育事業

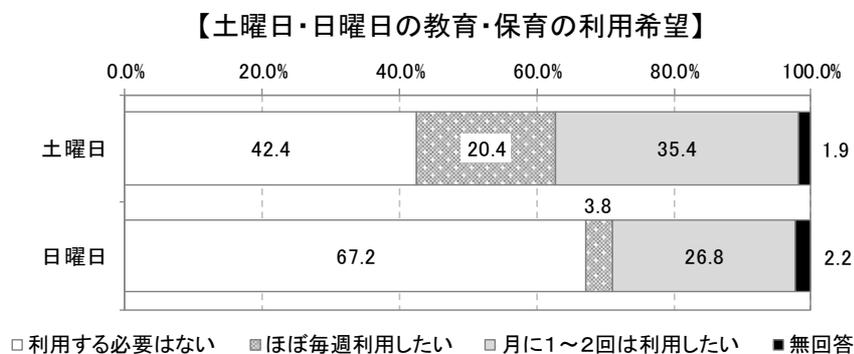
現在、定期的に利用している教育・保育事業は「認可保育所(町内保育所)」が約9割となっています。

今後の利用希望を利用状況と比較すると「幼稚園」や「ファミリー・サポート・センター」等、「認可保育所」以外の利用希望もあがっており、求められるサービスが多様化しています。



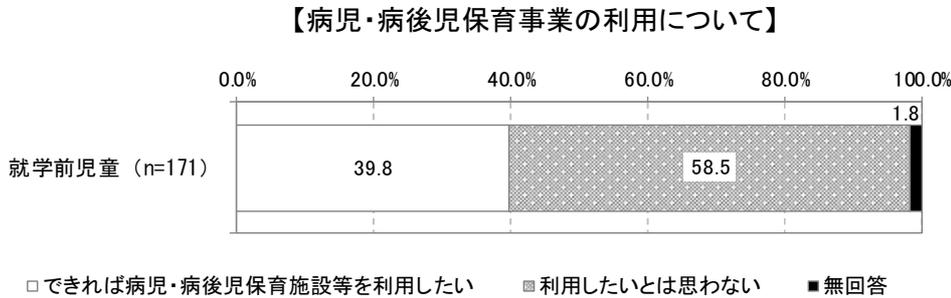
④土曜日・日曜日の教育・保育事業の利用希望

土曜日の教育・保育事業の利用希望は、半数以上が「利用したい」とニーズが多くなっており、日曜日は30.6%となっています。日曜日に比べ土曜日のニーズが高いことがわかります。



⑤病児・病後児保育事業の利用希望

子どもが病気の際、病児・病後児保育事業を「利用したい」が約 4 割となっており、病児・病後児への対応が求められます。

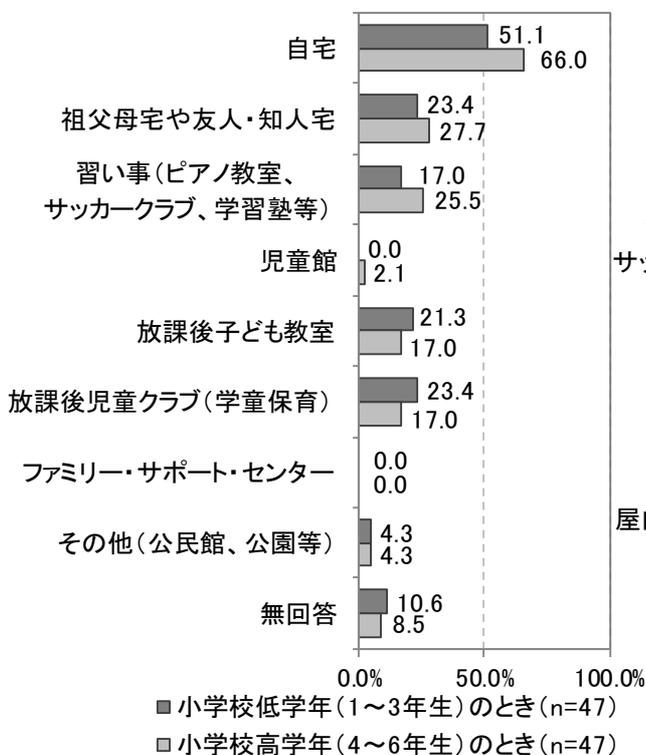


⑦放課後の過ごし方について

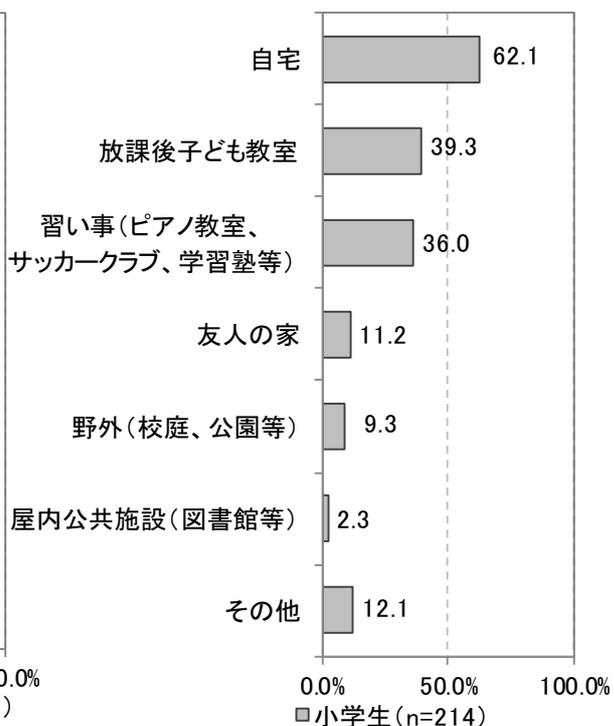
就学前児童が小学校に入学後、どこで放課後を過ごさせたいかについて、低学年、高学年ともに「自宅」が最も多くなっており、次いで低学年の間は「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後児童クラブ(学童保育)」が多く、高学年になると「習い事」も多くなります。

また、実際に小学生が過ごしている場所は「自宅」が最も多く、次いで「放課後子ども教室」、「習い事」となっています。

【就学前児童の放課後過ごさせたい場所】



【小学生が放課後過ごしている場所】



3. 第1期計画の進捗・評価

◆保育及び地域子育て支援の充実

教育・保育

(1) 幼稚園・認定こども園(1号認定・2号認定による利用)	実績				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (実績見込み)
合計	0	1	3	3	4
1号認定及び2号認定による利用者	0	1	3	3	4

(2) 保育所・認定こども園(2号認定・3号認定による利用)	実績				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (実績見込み)
合計	301	306	281	304	285
2号認定による利用者	178	166	152	168	178
3号認定(0歳児)による利用者	42	40	22	26	21
3号認定(1～2歳児)による利用者	81	100	107	110	86

地域子ども・子育て支援事業

※町外の児童養護施設 若草園でショートステイを実施しています。

(1) 子育て短期支援事業	実績				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (実績見込み)
延利用日数(年間)	0	0	0	1	1

※町内1か所で3事業(いっしょに遊ぼう、おでかけ広場、フリーデー)を実施しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業	実績				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (実績見込み)
延利用回数(月間)	410	213	167	187	178

※幼稚園型以外を大方中央保育所、佐賀保育所の2か所で実施しています。(幼稚園がないため)

(3) 一時預かり事業 (幼稚園型以外)	実績				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (実績見込み)
延利用日数(年間)	430	203	212	405	350

※母子健康手帳の交付時に妊婦一人につき 14 枚の受診券を配布しています。

(4) 妊婦健康診査事業	実績				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (実績見込み)
対象妊婦数	63	40	54	40	47
平均利用回数	10.5	11.5	10.9	13.5	11.3
延べ健診回数	663	461	587	539	529

※1ヶ月健診前に保健師が全家庭を訪問しています。

(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業	実績				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (実績見込み)
赤ちゃん訪問:訪問数	57	49	44	54	43

※現在、6名の保健師が訪問を実施しています。

(6) 養育訪問支援事業	実績				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (実績見込み)
延べ訪問数	13	12	16	38	35

※大方保育所、南部保育所、大方くじら保育所、佐賀保育所の4か所で8時間の保育短時間認定を受けている子どもについて実施しています。

(7) 延長保育事業(時間外保育事業)	実績				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (実績見込み)
利用児童数(年間)	(延べ) 224 人日	(延べ) 458 人日	(実人数) 71	(実人数) 68	70

※放課後児童健全育成事業の代替的な措置として、佐賀小学校、入野小学校、旧馬荷小学校、三浦小学校の4か所で放課後子ども教室を実施しています。

(8) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	実績				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (実績見込み)
合計	-	-	161	182	203
低学年	-	-	111	125	122
高学年	-	-	50	57	81
1 年生	-	-	38	41	40
2 年生	-	-	40	41	41
3 年生	-	-	33	43	41
4 年生	-	-	21	27	43
5 年生	-	-	15	22	27
6 年生	-	-	14	8	11

(9)病児・病後児保育事業……………未実施

(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)……………未実施

(11)休日保育……………未実施

※平成30年9月に「子育て世代包括支援センター」を設置済みです。

(12)利用者支援事業	実績				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (実績見込み)
実施場所数				1	1

◆母親と子どもの健康の確保と増進

健康な身体づくりの推進

事業名	現状・課題等
歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭の子育て方針も尊重してほしいと意思表示する家庭も増えていきます。 ・健診自体に参加しない家庭に対するの対応が必要です。 ・協調性より個の意識の方が強くなってきています。 ・フッ素洗口に懸念を抱く家庭に対するの対応が必要です。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境の多様化とともに、食に対する意識が低い家庭も増えてきており、子どもにも影響が生じています。(朝食を食べないなど) ・各学校で食育の大切さを周知するとともに、子どもでも簡単に作れる料理を教えるよう取り組んでいます。 ・中学生に対する取り組みが薄くなっている状況です。 ・教室開催後にアンケートを実施しても、提出のない家庭が必ずあり、状況をつかむことができない家庭があります。
訪問相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から当事者及び当該家庭と積極的に関わるようにしています。 ・家庭環境の多様化へ比例するように相談内容も多様化しています。

安心して医療が受けられる環境づくり

事業名	現状・課題等
乳幼児医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の他市町村では、高校生までを対象にするようになっているため、必要に応じて検討します。
かかりつけ医の必要性周知	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に婦人科や小児科がないので、他市町村に頼らざるを得ない状況です。
各種事業の広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届等の提出の際、各種支援事業等の周知を図っています。 ・子育て支援センターの利用者が少なくなっている状況にあります。

◆子どものための教育環境の整備

子どものための教育体制の充実

事業名	現状・課題等
人権教育	・小学5年生、6年生の部落問題に関する学習では佐賀地区、大方地区それぞれが共通教材を用いて、事前学習の後フィールドワークをし、事後学習も実施しています。
不登校児童等への カウンセリング事業	・必要に応じて「くじらる一む」を開設し支援がすぐに受けられる状態を維持しています。 ・青少年補導育成センターの機能の見直しを図り、不登校児童生徒、引きこもり青少年への対応を検討しています。 ・学校以外の場において学習活動等を行う必要がある児童生徒の学習の場を常時確保されていません。
家庭教育支援事業 (家庭教育講座・家庭教育学級含む)	・保育所では活発に実施されていますが、小・中学校での実施が少なく、取り組みに差があります。 ・保護者の悩みや不安解消まで至っておらず、取り組み方法の見直しが必要です。
学校環境の整備	・学習支援員を各校に配置したことにより基礎学力の定着が図られています。 ・各校において地域とのつながりが構築されています。 ・授業改善などの実践にはつながっていません。
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どもの携帯電話の利用の拡大に伴い、「ネット上のいじめ」や有害サイトを通じて犯罪に巻き込まれる危険性が社会的に大きな問題となっている。子どもにマナーや情報モラルを教えるとともに家庭でもルールづくりを行うなど、学校・家庭・地域社会が一体となり、子どもを見守るための体制づくりを行っていく必要がある。

豊かな心を育てる環境づくり

事業名	現状・課題等
次代の親の育成	未実施
文化振興事業	・作品の発表の場として多くの来場があり、児童生徒の活動意欲の向上に繋がっています。 ・中学校での取り組みが弱く、作品数が減少傾向にあります。
子どものこころの 育成事業	・日頃家にこもりがちな子どもたちの休日の過ごし方を見直すきっかけとなっています。 ・単なる学校外活動の提供に終わらず、そこに教育の要素を加えることが求められています。
子どもと高齢者との 交流会	・高齢者の参加は多いものの子どもの参加が少なくなっています。 ・事業内容(種目等)の見直しが必要です。
図書館活動	・学校図書館相互の連携が不十分です。
各種運動大会・教室	・スポーツ団体や子ども会による各種スポーツ大会を開催しているが、少子化により参加者が減少傾向にあります。

◆子育てを支援する生活環境の整備

安心できるまちづくり

事業名	現状・課題等
安全な道路交通環境の整備	地域からの要望により、各年度の予算の範囲内で緊急性のある箇所から順次設置を図っています。
安心して外出できる環境の整備	施設改修等を行う際、バリアフリー化を図っています。本庁舎移転による建て替えの際にバリアフリー化されました。
安心・安全なまちづくりの推進	校舎の非構造部材の耐震改修は完了していますが、体育館等の非構造部材の耐震改修が今後必要になります。
登下校時指導	・学校や補導センターと連携して巡回を行い、少年補導及び登下校時の小中学生への犯罪被害は、平成 28 年度以降 0 件を維持しています。
子どもの交通安全の確保	・保育所・小学校で交通安全教室を実施し中学生には通学用自転車ヘルメットの補助を行っています。

子どもの安全の確保

事業名	現状・課題等
緊急通報装置の設置	設備を維持することにより、学校の侵入者対策を図っています。
子どもの 110 番の家	子ども 110 番の家: 80 件
非行防止のための巡回・補導	・警察と少年補導育成センターが連携し、巡回が定期的に行われています。 ・教諭による早朝補導や花火大会での巡回を行っています。
少年補導センターとの合同指導	・スクールガードリーダーと少年補導育成センターが連携し、巡回が計画的に行われています。
町内放送で不審者への注意呼びかけ	・不審者情報が入った場合は、教育委員会を通じ情報提供を行うとともに休校(所)や登下校時の対応を行っています。
高校生の列車マナーアップ作戦	・マナーの悪い高校生はいなくなっています。
スクールカウンセラー	・町内全校にスクールカウンセラーを配置し心のケアを行っています
スクールソーシャルワーカー	・保護者、学校、関係機関との連携を図るとともに、各校の支援会議に参加するなど支援を行っています。

仕事と家庭の両立支援

事業名	現状・課題等
多様な働き方の実現	父親の育児参加意識の向上につながる啓発に努めました。
ワーク・ライフ・バランスの啓発	「ワーク・ライフ・ balan」のポスターを掲示し啓発に努めました。

◆要保護児童への支援策の推進

児童虐待防止対策の充実

事業名	現状・課題等
要保護児童対策地域協議会	関係機関により本協議会の円滑な運営について確認する代表者会議（年1回）、各機関の実務担当者が支援方針を確認共有する実務者会議（年3回）、各ケースの担当者が課題に対する具体的支援策や役割分担等を確認共有する個別ケース検討会議をケースに応じ定期的に開催しています。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	町内外関係機関に町の要保護要支援児童の現状を把握していただき、目的に応じた研修を実施しながら児童虐待の予防啓発に努めます。
児童虐待防止対策の充実	母子保健、教育分野と情報を共有する場をつくり、要保護・要支援児童に関係なく「気になる子ども」について共有し必要に応じ支援をしています。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	現状・課題等
母子父子家庭等自立支援事業計画	ひとり親家庭の多くが就労をしており、計画策定の予定はありません。しかし、子育てに関する困りごとなどがあれば、子育て包括支援センターなど関係する機関で相談できる体制を整備しています。
要保護・準要保護児童生徒就学援助制度	該当基準の引き上げに伴い認定数は増えているが、生活困窮世帯は増えているため、学校や関係機関と連携をとりながら引き続き制度周知が必要です。

障がい児事業の充実

事業名	現状・課題等
障がい児事業の充実	関係機関と連携し、必要な支援につなげられるよう努めています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもたちの笑顔が花咲くように溢れ、いきいきと心身ともに健やかに成長できるよう、社会全体で子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

「笑顔咲く 子どもいきいき くろしお町」

2. 基本目標

1. 保育および地域子育て支援の充実
2. 母親と子どもの健康の確保と増進
3. 子どものための教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境
5. 要保護児童への支援策の推進
6. 子どもが夢を抱ける町づくりを目指して(子どもの貧困対策の推進)

3. 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
笑顔咲く 子どもいきいき くろしお町	1. 保育および地域子育て支援の充実	(1)教育・保育提供区域の設定 (2)教育・保育の量の見込み及び確保方策 (3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策
	2. 母親と子どもの健康の確保と増進	(1)健康な身体づくりの推進 (2)安心して医療が受けられる環境づくり
	3. 子どものための教育環境の整備	(1)子どものための教育体制の充実 (2)豊かな心を育てる環境づくり
	4. 子育てを支援する生活環境	(1)安心できるまちづくり (2)子どもの安全の確保 (3)仕事と家庭の両立支援
	5. 要保護児童への支援策の推進	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3)障がい児事業の充実
	6. 子どもが夢を抱ける町づくりを目指して (子どもの貧困対策の推進)	(1)相談支援体制の取り組み (2)切れ目のない子育て支援の取り組み (3)教育支援の取り組み (4)経済的支援の取り組み

第4章 教育・保育事業の環境整備

1. 教育・保育提供区域の設定

①提供区域について

子ども・子育て支援法第61条第2項において、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

この提供区域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもの住む場所から容易に移動することが可能なこと区域として定めることとなっており、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることなども踏まえる必要があります。

本町においては、教育・保育提供区域を1圏域(全町)と設定し、効率的な資源の活用を可能にし、町内のニーズに柔軟に対応するよう努めることとします。

②教育・保育の3つの認定区分について

認定区分	対象者	提供施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な理由(就労・出産等)」に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
	満3歳以上で、「保育の必要な理由(就労・出産等)」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な理由(就労・出産等)」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼稚園及び認定こども園は現在実施しておらず、令和2年度からの1号認定および2号認定教育の量の見込みも極めて少なくなっていますが、今後もニーズを的確に把握し、必要に応じて認定こども園への移行などについて検討します。

保育所は大方保育所、南部保育所、大方くじら保育所、佐賀保育所の4か所でサービスを提供しています。今後も子ども達が心身とも健やかに成長していけるよう、保育サービスの質の向上を目指し、サービス内容の見直しや職員研修の促進を図ります。また、安全で安心して保育サービスの提供ができる施設づくりにも取り組みます。

1号認定(幼稚園・認定こども園)

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保方策	教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

2号認定(保育所・認定こども園)

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	保育	170	165	165	170	170
	教育	0	0	0	0	0
	合計	170	165	165	170	170
② 確保方策	教育・保育施設	190	190	190	190	190
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	190	190	190	190	190
②-①		20	25	25	20	20

3号認定(保育所・認定こども園)

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0歳児	25	20	25	25	25
	1・2歳児	105	105	100	90	90
	合計	130	125	125	115	115
② 確保方策	教育・保育施設	130	130	130	130	130
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	130	130	130	130	130
②-①		0	5	5	15	15

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や病気など一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業で、以下の2つがあります。

現在、町外の児童養護施設 若草園でショートステイを実施しており、今後も引き続き実施するとともに、利用を希望する人が円滑に利用できるよう関係機関と連携するとともに、事業の周知に努めます。

【短期入所生活援助事業(ショートステイ)】

児童の保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます。(宿泊を伴います。)

【夜間養育等事業(トワイライト事業)】

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

(単位:人日/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策	人日/年	1	1	1	1	1
	か所	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流促進や育児相談、子育てに関する情報提供などを行う事業です。

現在、町内1か所で3事業(いっしょに遊ぼう、おでかけ広場、フリーデー)を実施しており、今後も地域や関係機関と連携しながら事業内容の充実を図り、子育て家庭の交流の場の提供につなげていきます。

また、遠方地域の子育て家庭の人も利用しやすくなるよう対策を検討します。

(単位:人回/月)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		242	245	219	210	200
②確保方策		242	245	219	210	200
②-①		0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所や幼稚園その他の場所以で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、幼稚園を実施していないため、幼稚園の在園児を対象とする幼稚園型の一時的預かりの実施はありません。

幼稚園型以外については、大方中央保育所、佐賀保育所の2か所で実施しています。今後もニーズが高まることが想定されることや、保護者の急なニーズにも対応できるよう、引き続き提供体制の整備に努めます。

【幼稚園型以外】

(単位:人日/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		405	405	405	405	405
②確保方策	人日/年	405	405	405	405	405
	か所	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

(4) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現在、母子健康手帳の交付時に妊婦一人につき14枚の受診券を配布しており、県内の各医療機関での健診が可能となっております。今後も引き続き実施するとともに、受診率の向上を図ります。また、妊娠届について早めに届け出を行ってもらえるよう周知していきます。

(単位:人・回)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	対象妊婦数	46	45	42	40	39
	一人当たりの健診回数	14	14	14	14	14
	延べ健診回数	644	630	588	560	546
②確保方策	対象妊婦数	46	45	42	40	39
	一人当たりの健診回数	14	14	14	14	14
	延べ健診回数	644	630	588	560	546
②-①		0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

1ヶ月健診前に保健師が全家庭を訪問し、児の発育発達の確認や母親の育児状況の確認やメンタル面のフォロー等を行い、母子の心身の健康増進に努めます。

現在6名で訪問を実施しています。

今後も引き続き事業を実施し、訪問率100%と全乳児の発育発達状況と母親の育児状況の把握に努めます。

(単位:件)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	46	45	42	40	39
②確保方策	46	45	42	40	39
②-①	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者への養育支援が特に必要と判断される家庭に対して、保健師などが訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

現在、6名の保健師が訪問を実施しています。年々、訪問を必要とする件数が増えていることを踏まえ、今後も引き続き養育支援が必要な家庭への指導や助言などの支援を行います。

また、支援を必要とする家庭を見落とすことのないよう、関係機関との情報共有など連携を図り、一体的な支援体制の整備に努めます。

(単位:人回/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	38	38	38	38	38
②確保方策	38	38	38	38	38
②-①	0	0	0	0	0

(7) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育標準時間においては11時間、保育短時間においては8時間を超えて保育を引き続き保育を実施する事業です。

現在、大方保育所、南部保育所、大方くじら保育所、佐賀保育所の4か所で8時間の保育短時間認定を受けている子どもについて実施しており、今後も引き続き実施します。

11時間の保育標準時間を越える保育については、ニーズを的確に把握し、必要に応じて実施を検討するなど、保育所との連携を図ります。

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	68	67	63	63	62
②確保方策	68	67	63	63	62
②-①	0	0	0	0	0

(8) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

現在は、放課後児童健全育成事業の代替的な措置として、佐賀小学校、入野小学校、旧馬荷小学校、三浦小学校の4か所で放課後子ども教室を実施しており、引き続き実施するとともに、余裕教室の活用や放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施について検討し、児童生徒の健全育成に努めます。

【低学年】

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	41	45	50	39	39
	2年生	35	39	42	47	36
	3年生	34	31	34	37	41
	合計	110	115	126	123	116
②確保方策	1年生	41	45	50	39	39
	2年生	35	39	42	47	36
	3年生	34	31	34	37	41
	合計	110	115	126	123	116
②-①		0	0	0	0	0

【高学年】

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4年生	22	21	19	21	22
	5年生	26	22	20	18	20
	6年生	8	8	6	6	5
	合計	56	51	45	45	47
②確保方策	4年生	22	21	19	21	22
	5年生	26	22	20	18	20
	6年生	8	8	6	6	5
	合計	56	51	45	45	47
②-①		0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業について

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等を行う事業です。

現在、病児保育事業は実施していませんが、ニーズが高いことから、広域での実施も視野に入れ、近隣市町村の動向も踏まえ、実施について検討します。

(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生などの子どもがいる子育て中の保護者と援助を行うことを希望する人が会員となり、児童の預かりなどの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、事業実施についての要望があがっています。今後は子育て支援センターや子育てサークルなどから意見を聴取し、制度化に向けて検討していきます。

(11)利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、利用に当たっての相談への対応、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整などを行う事業です。

平成30年9月に「子育て世代包括支援センター」を設置し、子育て支援の利用に関する相談への対応や必要な助言を行っており、今後も引き続き実施するとともに、利用したい人が利用できるよう事業の周知に努めます。

(単位:か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

現在、要保護・準要保護児童生徒援助事業として、経済的に厳しい家庭への援助を実施しています。平成29年度より、対象基準の引き下げと支援の拡充を図っており、今後も社会情勢など国の動向を踏まえて適切な支援に向けて検討していきます。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言など巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

現在、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は実施していませんが、ニーズや国の動向を踏まえ実施について検討します。

第5章 教育・保育事業の整備と施策の展開

基本目標1. 教育・保育および地域子育て支援の充実

1. 教育・保育提供区域の設定

①提供区域について

子ども・子育て支援法第61条第2項において、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

この提供区域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもの住む場所から容易に移動することが可能なこと区域として定めることとなっており、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることなども踏まえる必要があります。

本町においては、教育・保育提供区域を1圏域(全町)と設定し、効率的な資源の活用を可能にし、町内のニーズに柔軟に対応するよう努めることとします。

②教育・保育の3つの認定区分について

認定区分	対象者	提供施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な理由(就労・出産等)」に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
	満3歳以上で、「保育の必要な理由(就労・出産等)」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な理由(就労・出産等)」に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼稚園及び認定こども園は現在実施しておらず、令和2年度からの1号認定および2号認定教育の量の見込みも極めて少なくなっていますが、今後もニーズを的確に把握し、必要に応じて認定こども園への移行などについて検討します。

保育所は大方保育所、南部保育所、大方くじら保育所、佐賀保育所の4か所でサービスを提供しています。今後も子ども達が心身とも健やかに成長していけるよう、保育サービスの質の向上を目指し、サービス内容の見直しや職員研修の促進を図ります。また、安全で安心して保育サービスの提供ができる施設づくりにも取り組みます。

1号認定(幼稚園・認定こども園)

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保方策	教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

2号認定(保育所・認定こども園)

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	保育	170	165	165	170	170
	教育	0	0	0	0	0
	合計	170	165	165	170	170
② 確保方策	教育・保育施設	190	190	190	190	190
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	190	190	190	190	190
②-①		20	25	25	20	20

3号認定(保育所・認定こども園)

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0歳児	25	20	25	25	25
	1・2歳児	105	105	100	90	90
	合計	130	125	125	115	115
② 確保方策	教育・保育施設	130	130	130	130	130
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	130	130	130	130	130
②-①		0	5	5	15	15

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

◆延長保育事業 担当課:教育委員会

保育認定を受けた子どもについて、保育標準時間においては 11 時間、保育短時間においては 8 時間を超えて保育を引き続き保育を実施する事業です。

現在、大方保育所、南部保育所、大方くじら保育所、佐賀保育所の 4 か所で 8 時間の保育短時間認定を受けている子どもについて実施しており、今後も引き続き実施します。

11 時間の保育標準時間を越える保育については、ニーズを的確に把握し、必要に応じて実施を検討するなど、保育所との連携を図ります。

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	68	67	63	63	62
②確保方策	68	67	63	63	62
②-①	0	0	0	0	0

◆放課後児童健全育成事業 担当課:教育委員会

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

現在は、放課後児童健全育成事業の代替的な措置として、佐賀小学校、入野小学校、旧馬荷小学校、三浦小学校の4か所で放課後子ども教室を実施しており、引き続き実施するとともに、余裕教室の活用や放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施について検討し、児童生徒の健全育成に努めます。

【低学年】

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	41	45	50	39	39
	2年生	35	39	42	47	36
	3年生	34	31	34	37	41
	合計	110	115	126	123	116
②確保方策	1年生	41	45	50	39	39
	2年生	35	39	42	47	36
	3年生	34	31	34	37	41
	合計	110	115	126	123	116
②-①		0	0	0	0	0

【高学年】

(単位:人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4年生	22	21	19	21	22
	5年生	26	22	20	18	20
	6年生	8	8	6	6	5
	合計	56	51	45	45	47
②確保方策	4年生	22	21	19	21	22
	5年生	26	22	20	18	20
	6年生	8	8	6	6	5
	合計	56	51	45	45	47
②-①		0	0	0	0	0

◆地域子育て支援拠点事業 担当課:教育委員会

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流促進や育児相談、子育てに関する情報提供などを行う事業です。

現在、町内1か所で3事業(いっしょに遊ぼう、おでかけ広場、フリーデー)を実施しており、今後も地域や関係機関と連携しながら事業内容の充実を図り、子育て家庭の交流の場の提供につなげていきます。

また、遠方地域の子育て家庭の人も利用しやすくなるよう対策を検討します。

(単位:人回/月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	242	245	219	210	200
②確保方策	242	245	219	210	200
②-①	0	0	0	0	0

◆一時預かり事業 担当課:教育委員会

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所や幼稚園その他の場所で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、幼稚園を実施していないため、幼稚園の在園児を対象とする幼稚園型の一時預かりの実施はありません。

幼稚園型以外については、大方中央保育所、佐賀保育所の2か所で実施しています。今後もニーズが高まることが想定されることや、保護者の急なニーズにも対応できるよう、引き続き提供体制の整備に努めます。

【幼稚園型以外】

(単位:人日/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		405	405	405	405	405
②確保方策	人日/年	405	405	405	405	405
	か所	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

◆病児保育事業について 担当課:教育委員会

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等を行う事業です。

現在、病児保育事業は実施していませんが、ニーズが高いことから、広域での実施も視野に入れ、近隣市町村の動向も踏まえ、実施について検討します。

◆ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) 担当課:健康福祉課

乳幼児や小学生などの子どものいる子育て中の保護者と援助を行うことを希望する人が会員となり、児童の預かりなどの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、事業実施についての要望があがっています。今後は子育て支援センターや子育てサークルなどから意見を聴取し、制度化に向けて検討していきます。

◆子育て短期支援事業 担当課:健康福祉課

保護者の疾病や病気など一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業で、以下の2つがあります。

現在、町外の児童養護施設 若草園でショートステイを実施しており、今後も引き続き実施するとともに、利用を希望する人が円滑に利用できるよう関係機関と連携するとともに、事業の周知に努めます。

【短期入所生活援助事業(ショートステイ)】

児童の保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます。(宿泊を伴います。)

【夜間養育等事業(トワイライト事業)】

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

(単位:人日/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策	人日/年	1	1	1	1	1
	か所	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

◆妊婦健康診査 担当課:健康福祉課

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現在、母子健康手帳の交付時に妊婦一人につき14枚の受診券を配布しており、県内の各医療機関での健診が可能となっております。今後も引き続き実施するとともに、受診率の向上を図ります。また、妊娠届について早めに届け出を行ってもらえるよう周知していきます。

(単位:人・回)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	対象妊婦数	46	45	42	40	39
	一人当たりの健診回数	14	14	14	14	14
	延べ健診回数	644	630	588	560	546
② 確保方策	対象妊婦数	46	45	42	40	39
	一人当たりの健診回数	14	14	14	14	14
	延べ健診回数	644	630	588	560	546
②-①		0	0	0	0	0

◆乳児家庭全戸訪問事業 担当課:健康福祉課

1ヶ月健診前に保健師が全家庭を訪問し、児の発育発達の確認や母親の育児状況の確認やメンタル面のフォロー等を行い、母子の心身の健康増進に努めます。

現在6名で訪問を実施しています。

今後も引き続き事業を実施し、訪問率100%と全乳児の発育発達状況と母親の育児状況の把握に努めます。

(単位:件)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		46	45	42	40	39
②確保方策		46	45	42	40	39
②-①		0	0	0	0	0

◆養育支援訪問事業 担当課:健康福祉課

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者への養育支援が特に必要と判断される家庭に対して、保健師などが訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

現在、6名の保健師が訪問を実施しています。年々、訪問を必要とする件数が増えていることを踏まえ、今後も引き続き養育支援が必要な家庭への指導や助言などの支援を行います。

また、支援を必要とする家庭を見落とすことのないよう、関係機関との情報共有など連携を図り、一体的な支援体制の整備に努めます。

(単位:人回/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	38	38	38	38	38
②確保方策	38	38	38	38	38
②-①	0	0	0	0	0

◆利用者支援事業 担当課:健康福祉課

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、利用に当たっての相談への対応、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整などを行う事業です。

平成30年9月に「子育て世代包括支援センター」を設置し、子育て支援の利用に関する相談への対応や必要な助言を行っており、今後も引き続き実施するとともに、利用したい人が利用できるよう事業の周知に努めます。

(単位:か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

基本目標2. 母親と子どもの健康の確保と増進

(1)健康な身体づくりの推進

事業名	歯科保健事業	担当課	健康福祉課
事業内容	歯科検診や歯科指導、はみがき教室(歯っぴい教室)、フッ素洗口等を継続して実施し、乳幼児の口腔衛生の維持と保護者の意識向上に努めています。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱えた家庭が増えてきています。 ・健診自体に参加しない家庭に対するの対応が必要です。 ・協調性より個の意識の方が強くなってきています。 ・フッ素洗口に懸念を抱く家庭に対するの対応が必要です。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	食育の推進	担当課	健康福祉課 教育委員会
事業内容	乳幼児健診時の栄養士による栄養指導や、幼児から中学生とその保護者を対象にした料理教室等を通じ、食育の大切さを伝える取り組みを推進しています。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱えた家庭が増えてきています。 ・各学校で食育の大切さを周知するとともに、子どもでも簡単に作れる料理を教えるよう取り組んでいます。 ・中学生に対する取り組みが薄くなっている状況です。 ・教室開催後にアンケートを実施しても、提出のない家庭が必ずあり、状況をつかむことができない家庭があります。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	訪問相談事業	担当課	健康福祉課
事業内容	乳児(新生児)訪問以外にも、未熟児訪問、乳幼児訪問、愛育相談、児童相談所巡回相談等を引き続き実施し、母親と乳幼児の健康維持に取り組んでいます。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から当事者及び当該家庭と積極的に関わるようにしています。 ・問題を抱えた家庭が増えてきています。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	新生児聴覚検査	担当課	健康福祉課
事業内容	聴覚障害の早期発見・早期治療を図るために、新生児に対して実施する検査です。		
新規			

◆産婦健康診査事業及び産後ケア事業の実施について 担当課:健康福祉課

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能回復、授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されていることから、実施について検討します。

さらには、産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業の実施も必要になることから、産後ケア事業の実施についても併せて検討します。

(2)安心して医療が受けられる環境づくり

事業名	乳幼児医療費助成	担当課	健康福祉課
事業内容	0歳児から中学3年生までの乳幼児・児童・生徒の入院および通院の自己負担額全額助成を実施し、子育て家庭の負担軽減に努めています。		
現状・課題	・県内の他市町村では、高校生までを対象にするようになっているため、必要に応じて検討します。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	かかりつけ医の必要性周知	担当課	健康福祉課 (関係課等と連携のうえ実施)
事業内容	家族の病状・病歴・健康状態を把握して、いざというときにすぐに対応してくれるかかりつけ医の必要性について周知を行います。		
現状・課題	・町内に婦人科や小児科がないので、他市町村に頼らざるを得ない状況です。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	各種事業の広報活動	担当課	健康福祉課 (関係課等と連携のうえ実施)
事業内容	サービスや支援事業を知らずに利用できない子育て家庭がなくなるよう、広報やママ新聞による積極的な情報提供に力を入れています。		
現状・課題	・妊娠届等の提出の際、各種支援事業等の周知を図っています。 ・子育て支援センターの利用者が少なくなっている状況にあります。		
今後の方向性	継続実施		

基本目標3. 子どものための教育環境の整備

(1) 子どものための教育体制の充実

事業名	人権教育	担当課	教育委員会 (関係課等と連携のうえ実施)
事業内容	子どもたちが人権について正しく学び、すべての人の人権を等しく尊重できるように、総合学習の時間で地域教材を活用し、同和学習を中心としたフィールドワークや交流会を実施しています。		
現状・課題	・小学5年生、6年生の部落問題に関する学習では佐賀地区、大方地区それぞれが共通教材を用いて、事前学習の後フィールドワークをし、事後学習も実施しています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	不登校対策	担当課	教育委員会
事業内容	<p>不登校児童生徒及び保護者への支援のため、拠点施設「くじらる一む」に教育相談員を配置し、不登校児童生徒の成長を促す仕組みを実施しています。</p> <p>また、小学校段階で宿泊合宿や一日体験入学を実施し、中学校区ごとの仲間づくりに取組み不登校の未然防止に努めています。</p>		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて「くじらる一む」を開設し支援がすぐに受けられる状態を維持しています。 ・青少年補導育成センターの機能の見直しを図り、不登校児童生徒、引きこもり青少年への対応を検討しています。 ・学校以外の場において学習活動等を行う必要がある児童生徒の学習の場を常時確保されていません。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	家庭教育支援事業	担当課	教育委員会
事業内容	各保育所で、子育てや食育についての学習会や親子レクリエーション等の子育て支援講座を実施し、家庭の教育力向上を目指しています。		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所では活発に実施されていますが、小・中学校での実施が少なく、取り組みに差があります。 ・保護者の悩みや不安解消まで至っておらず、取り組み方法の見直しが必要です。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	学校環境の整備	担当課	教育委員会
事業内容	<p>確かな学力の育成とともに、学習支援員等を配置し、児童・生徒が抱える様々な課題に対応しています。</p> <p>また、地域との交流を積極的に行い、地域に根差した学校づくりに取り組んでいます。</p>		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援員を各校に配置したことにより基礎学力の定着が図られています。 ・各校において地域とのつながりが構築されています。 ・授業改善などの実践にはつながっていません。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	担当課	教育委員会 (関係課等と連携のうえ実施)
事業内容	<p>地域や関係機関との連携を強化し、巡回指導を引き続き実施します。</p> <p>また、家庭学級の促進に努めています。</p>		
現状・課題	<p>子どもの携帯電話の利用の拡大に伴い、「ネット上のいじめ」や有害サイトを通じて犯罪に巻き込まれる危険性が社会的に大きな問題となっている。子どもにマナーや情報モラルを教えるとともに家庭でもルールづくりを行うなど、学校・家庭・地域社会が一体となり、子どもを見守るための体制づくりを行っていく必要がある。</p>		
今後の方向性	継続実施		

(2)豊かな心を育てる環境づくり

事業名	文化振興事業	担当課	教育委員会
事業内容	<p>町内の子どもを対象とした文学賞「あかつき賞」の表彰を実施するとともに、佐賀文化展、大方の秋まつりの開催等、子どもが文化にふれる機会の提供を行います。</p>		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・作品の発表の場として多くの来場があり、児童生徒の活動意欲の向上に繋がっています。 ・中学校での取り組みが弱く、作品数が減少傾向にあります。 		
今後の方向性	継続実施		

事業名	子どもの心の育成事業	担当課	教育委員会 (関係課等と連携のうえ実施)			
事業内容	ワールドクッキングや子ども広場などの学校外活動を通じ、幅広い人との交流や体験をすることで、子どもたちの自主性、社会性、協調性が養われるよう、豊かな心の育成に取り組んでいます。					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃家にこもりがちな子どもたちの休日の過ごし方を見直すきっかけとなっています。 ・単なる学校外活動の提供に終わらず、そこに教育の要素を加えることが求められています。 					
実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	ワールドクッキング (実施回数)	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
	子ども広場 (開催数)	4 回	7 回	6 回	4 回	6 回
今後の方向性	継続実施					

事業名	子どもと高齢者との交流会	担当課	健康福祉課 (関係課等と連携のうえ実施)			
事業内容	3世代交流の遊びやスポーツ大会(わなげ大会等)を実施し、高齢者と子どもの交流を推進しています。					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の参加は多いものの子どもの参加が少なくなっています。 ・事業内容(種目等)の見直しが必要です。 					
今後の方向性	<p>継続実施</p> <p>【あったかふれあいセンターを活用した世代間交流の場づくり】</p> <p>黒潮町では、地域福祉の拠点となる「あったかふれあいセンター」が5箇所(こぶし、さが、北郷、にしきの、みうら)に、サテライト(中の川、市野々川、伊与喜、藤縄、白浜、熊野浦、伊田、有井川、田の口、田野浦、かきせ)が11箇所あります。この場所を活用し、子どもの長期休暇を活用した多世代交流などを行います。</p>					

事業名	図書館活動	担当課	教育委員会
事業内容	<p>子どもの本離れを防ぎ、図書館をもっと好きになってもらえるよう、読み聞かせ等の活動を実施しています。</p> <p>また、ブックスタート事業やセカンドスタート事業を実施し、絵本や図書カードの配布を行っています。</p>		
現状・課題	・学校図書館相互の連携が不十分です。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	各種スポーツ大会・教室	担当課	教育委員会
事業内容	<p>健やかな体と健全な精神の育成を図るために、スポーツを通じた活動を実施しています。</p>		
現状・課題	・スポーツ団体や子ども会による各種スポーツ大会を開催しているが、少子化により参加者が減少傾向にあります。		
今後の方向性	継続実施		

基本目標4. 子育てを支援する生活環境

(1) 安心できるまちづくり

事業名	安全な道路交通環境の整備	担当課	健康福祉課 教育委員会 (関係課等と連携のうえ実施)
事業内容	街灯や防犯灯の設置等の道路整備や、街頭交通安全指導の協力を引き続き実施し、安全な道路交通環境の整備に努めています。		
現状・課題	地域からの要望により、各年度の予算の範囲内で緊急性のある箇所から順次設置を図っています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	安心して外出できる環境の整備	担当課	健康福祉課 教育委員会 (関係課等と連携のうえ実施)
事業内容	誰もが安心して外出し、利用できるまちづくりを目指し、公共施設等におけるバリアフリーを推進しています。		
現状・課題	施設改修等を行う際、バリアフリー化を図っています。本庁舎移転による建て替えの際にバリアフリー化されました。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	安心・安全なまちづくりの推進	担当課	教育委員会 (関係課等と連携のうえ実施)
事業内容	小・中学校の耐震補強は完了していますが、引き続き子どもの安全を守るため、非構造部材の耐震改修を順次行います。		
現状・課題	校舎の非構造部材の耐震改修は完了しましたが、体育館等の非構造部材の耐震改修が今後必要になります。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	登下校時指導	担当課	教育委員会
事業内容	スクールガード・リーダーや子ども見守り隊を中心に、通学路の危険箇所等で街頭指導を行い、子どもの事故等を未然に防ぐ取り組みを行います。 また、危険箇所にはカメラを計画的に設置していきます。		
現状・課題	・学校や補導センターと連携して巡回を行い、少年補導及び登下校時の小中学生への犯罪被害は、平成 28 年度以降 0 件を維持しています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	子どもの交通安全の確保	担当課	教育委員会
事業内容	<p>保育所・小学校において、交通安全教室を実施しています。</p> <p>また、通学時の安全を守るため、通学用自転車ヘルメットの補助(一人:1,100円)を行います。</p>		
現状・課題	<p>・保育所・小学校で交通安全教室を実施し中学生には通学用自転車ヘルメットの補助を行っています。</p>		
今後の方向性	継続実施		

(2)子どもの安全の確保

事業名	緊急通報装置の設置	担当課	教育委員会
事業内容	<p>町内の全小・中学校に設置完了しています。引き続き設備の維持を行い、学校への侵入者対策の強化を図ります。</p>		
現状・課題	<p>設備を維持することにより、学校の侵入者対策を図っています。</p>		
今後の方向性	継続実施		

事業名	子ども110番の家	担当課	教育委員会
事業内容	<p>何かあったときに子どもが助けを求められるよう、地域における避難拠点として、子ども110番の家のさらなる普及に努めています。</p>		
現状・課題	<p>子ども110番の家:80件</p>		
今後の方向性	継続実施		

事業名	非行防止のための巡回・補導	担当課	教育委員会
事業内容	<p>未成年の非行を未然に防ぐため、定期的に駅や商業施設等の巡回を実施します。</p> <p>また、夜間補導や警察との合同補導を行います。</p>		
現状・課題	<p>・警察と少年補導育成センターが連携し、巡回が定期的に行われています。</p> <p>・教諭による早朝補導や花火大会での巡回を行っています。</p>		
今後の方向性	継続実施		

事業名	少年補導センターとの合同指導	担当課	教育委員会
事業内容	<p>巡回車(青色回転灯設置)による防犯巡回を実施し、子どもに見える啓発活動を行います。</p>		
現状・課題	<p>・スクールガードリーダーと少年補導育成センターが連携し、巡回が計画的に行われています。</p>		
今後の方向性	継続実施		

事業名	町内放送で不審者への 注意呼びかけ	担当課	教育委員会 (関係課等と連携のうえ実施)
事業内容	不審者情報が多発した場合、町内放送を利用して地域全体に注意喚起を行います。 また、不審者の目撃情報は、速やかに各家庭へ情報提供を行います。		
現状・課題	・不審者情報が入った場合は、教育委員会を通じ情報提供を行うとともに休校(所)や登下校時の対応を行っています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	高校生の列車マナーアップ作戦	担当課	教育委員会
事業内容	近隣市町村の補導センターや警察との合同点検を実施し、マナーの悪い高校生に対して注意を行います。		
現状・課題	・マナーの悪い高校生はいなくなっています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	スクールカウンセラー	担当課	教育委員会
事業内容	支援の必要な子どもに限らず、保護者や教師が相談できる先として、臨床心理士等の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、心のケアを行います。		
現状・課題	・町内全校にスクールカウンセラーを配置し心のケアを行っています		
今後の方向性	継続実施		

事業名	スクールソーシャルワーカー	担当課	教育委員会
事業内容	子どもが出会う様々な困難に、子どもの側に立って解決するためのサポートを行います。子どもの可能性を引き出し、自分で解決できるような条件づくりを行うため、保護者・学校・関係機関との連携を図った支援を行います。		
現状・課題	・保護者、学校、関係機関との連携を図るとともに、各校の支援会議に参加するなど支援を行っています。		
今後の方向性	継続実施		

(3)仕事と家庭の両立支援

事業名	多様な働き方の実現	担当課	健康福祉課 (関係課等と連携のうえ実施)
事業内容	女性の就労率が高い本町において、妊娠や出産に対して職場の理解や協力が得られるよう、母体保護の環境整備を促進しています。		
現状・課題	父親の育児参加意識の向上につながる啓発に努めました。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	ワーク・ライフ・バランスの啓発	担当課	健康福祉課
事業内容	仕事と家庭の両立のためには、雇用する側の意識改善が必要となるため、事業者等に向けてのワーク・ライフ・バランスの啓発方法について、検討を進めています。		
現状・課題	「ワーク・ライフ・ balan」のポスターを掲示し啓発に努めました。		
今後の方向性	継続実施		

◆休日保育について 担当課:教育委員会

現在、土曜日の保育は実施しています。以前保育サービスの調査を実施した際「日曜日・祝日の保育は必要ない」と回答の方が半数以上おりましたが、今後の社会情勢に応じて、対象者のニーズ把握に努めるとともに関係機関などとの調整も図りながら、検討します。

基本目標5. 要保護児童への支援策の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	要保護児童対策地域協議会	担当課	健康福祉課
事業内容	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が情報を共有します。 また、支援内容に関する協議を行い、要保護児童の迅速かつ適切な保護を図ります。		
現状・課題	関係機関により本協議会の円滑な運営について確認する代表者会議(年1回)、各機関の実務担当者が支援方針を確認共有する実務者会議(年3回)、各ケースの担当者が課題に対する具体的支援策や役割分担等を確認共有する個別ケース検討会議をケースに応じ定期的に開催しています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	担当課	健康福祉課
事業内容	平成 27 年度から平成 31 年度において、調整機関職員や地域ネットワーク構成員の専門性の向上を図ることで、職員、構成員の資質向上に取り組むとともに、地域住民に児童虐待予防をさらに周知し、早期発見、適切な対応ができるよう努めています。		
現状・課題	町内外関係機関に町の要保護要支援児童の現状を把握していただき、目的に応じた研修を実施しながら児童虐待の予防啓発に努めます。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	児童虐待防止対策の充実	担当課	健康福祉課
事業内容	引き続き健診等における、早期発見・早期対応に努めます。 また、ケース検討会の実施や関係機関との情報の共有等、連携をさらに強化し、児童虐待の防止に取り組めます。		
現状・課題	母子保健、教育分野と情報を共有する場をつくり、要保護・要支援児童に関係なく「気になる子ども」について共有し必要に応じ支援をしています。		
今後の方向性	継続実施 また、子育て世代包括支援センターと、児童虐待に関する調整機関との役割分担を確認しながら、今後、町の支援体制づくりを検討していきます。		

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	母子父子家庭等自立支援事業計画	担当課	健康福祉課
事業内容	ひとり親家庭の不安の解消と自立の支援のため、子育て、就労等の生活全般にわたる相談対応や支援を行う取り組みを推進しています。		
現状・課題	ひとり親家庭の多くが就労をしており、計画策定の予定はありません。しかし、子育てに関する困りごとなどがあれば、子育て世代包括支援センターなど関係する機関で相談できる体制を整備しています。		
今後の方向性	継続実施		

事業名	要保護・準要保護児童生徒就学援助制度	担当課	教育委員会
事業内容	子どもが学ぶ機会を等しく確保するため、また、保護者の経済的負担の軽減のため、平成 29 年度からは、対象基準の引上げと支援の拡充を行っています。		
現状・課題	該当基準の引き上げに伴い認定数は増えているが、生活困窮世帯は増えているため、学校や関係機関と連携をとりながら引き続き制度周知が必要です。		
今後の方向性	継続実施		

(3)障がい児事業の充実

事業名	障がい児事業の充実	担当課	健康福祉課 教育委員会
事業内容	障がいのあるなしにかかわらず、子どもが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるように、関係機関と連携して支援を行います。 学校においては、支援の必要な子どもに対し、県教育委員会を通じて加配教員を要請します。		
現状・課題	関係機関と連携し、必要な支援につなげられるよう努めています。		
今後の方向性	継続実施		

基本目標6. 子どもが夢を抱ける町づくりを目指して(子どもの貧困対策の推進)

◆基本目標を実現するための基本的な方向性

施策の基本的な方向性は、次の4項目を柱に子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない施策につなげ、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意します。

◆具体的な施策

(1) 相談支援体制の取り組み

子どもの貧困対策を進めるにあたって、相談対応がすべての出発点になります。貧困またはそういった状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の声を受け止めるとともに早期発見に努め、各種制度に結び付けていくことが重要で関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に努めます。

事業の名称	事業内容	担当課
総合相談窓口の設置 (子ども・子育て包括支援センター、子育て支援センター、健康福祉課、教育委員会)	子育てや貧困に悩む保護者や関係機関からの相談について知識を有する職員が対応します。	健康福祉課 教育委員会
ひとり親世帯からの相談	ひとり親世帯からの相談に対して、母子、父子等に対し、福祉資金制度をはじめとする制度説明を行い、高知県などの関係機関から助言をいただきながら、適切な援助を実施します。	健康福祉課
生活困窮に関する相談	生活困窮に関するあらゆる相談に応じるとともに、適切な機関へつなぎ適切な支援つなげられるよう対応を図ります。	健康福祉課
要保護児童地域連絡協議会	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が情報を共有します。 また、支援内容に関する協議を行い、要保護児童の迅速かつ適切な保護を図ります。	健康福祉課
子育て情報の発信	子育てに関する様々な最新情報を町ホームページや町広報誌等によりお知らせします。	健康福祉課
教育相談	各学校、教育委員会において、随時相談に対応します。必要に応じ、関係機関との連携、支援制度の紹介などを行います。	教育委員会

(2)切れ目のない子育て支援の取り組み

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、様々な生活習慣・社会で生き抜く力・人間関係の形成に活用できる場所としても活用が図られ、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりの整備に努めます。

事業の名称	事業内容	担当課
放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。	教育委員会
一時預かり	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所や幼稚園その他の場所で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。	教育委員会
教育・保育事業	就学前の子どもに対し、教育・保育を提供します。	教育委員会
子育て世代包括支援センター事業	関係機関への情報提供や課題のある家庭等を適切な機関へつなぐことができるよう対応を図ります。	健康福祉課

(3)教育支援の取り組み

現代の貧困は、世帯の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つであるとも言われ、国における子どもの貧困対策の中でも、所得が高い世帯が習い事や塾の利用率が高い傾向にあるため、重視されるのが教育支援です。

すべての子どもの乳幼児期から、教育・保育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めます。

事業の名称	事業内容	担当課
学習支援員配置事業	各校に支援員を配置し、児童生徒が学習課題に対して自分の力で課題解決を図ろうとする力を身につけることを目的としている事業です。	教育委員会
宮川奨学資金	優秀な生徒で高等学校以上の学校に入学又は在学し、修学の志を有するにもかかわらず、経済的理由により修学又は入学困難と認められる者に学資を貸与し教育の機会均等を図り、青少年を育成して社会の健全な発展に寄与するとともに有為の人材を育成する事業です。	教育委員会

(4) 経済的支援の取り組み

各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の自立支援を検討します。

生活保護		
事業内容	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とします。決定権者である高知県と連携のもと実施します。	健康福祉課
対 象	世帯収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較し、収入が最低生活に満たない世帯。	
助成内容	生活を営む上で生じる各種費用に対し、定められた範囲内で扶助を支給。 (例:生活扶助 日常生活に必要な費用。住宅扶助 家賃。 教育扶助 義務教育を受けるのに必要な学用品費等)	

乳幼児医療費助成		
事業内容	乳幼児・児童・生徒の入院および通院の自己負担額助成	健康福祉課
対 象	0歳児から中学3年生まで	
助成内容	自己負担額の助成	

母子父子寡婦福祉資金貸付事業		
事業内容	母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、高知県で実施している就学資金や就学支度資金等の周知及び貸付け申請を支援します。	健康福祉課
対 象	母子、父子、寡婦家庭の児童	
助成内容	生活資金等の貸付項目があります。(例:生活資金、住宅資金等)	

ひとり親家庭等就業支援事業		
事業内容	ひとり親家庭等就労・自立支援センターと連携のもと、母子家庭等の社会的自立支援や仕事に関する相談、就労先の情報提供など、就業全般について支援します。	健康福祉課

就学援助		
事業内容	小中学校に就学される児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な世帯に対して援助を行います。	教育委員会
対 象	生活保護世帯、前年の収入額が生活保護基準の1.2倍以下の場合	
助成内容	学用品、学校給食費、就学旅行費、体育実技用具費、クラブ活動費、PTA 会費	

放課後子ども教室利用料軽減事業		
事業内容	要保護・準要保護の認定を受けた放課後子ども教室利用者の負担軽減を図る。	教育委員会
対 象	放課後子ども教室の利用者のうち、要保護・準要保護に認定された方	
助成内容	放課後子ども教室利用料の半額を補助	

第6章 計画の推進・点検体制

1. 推進体制

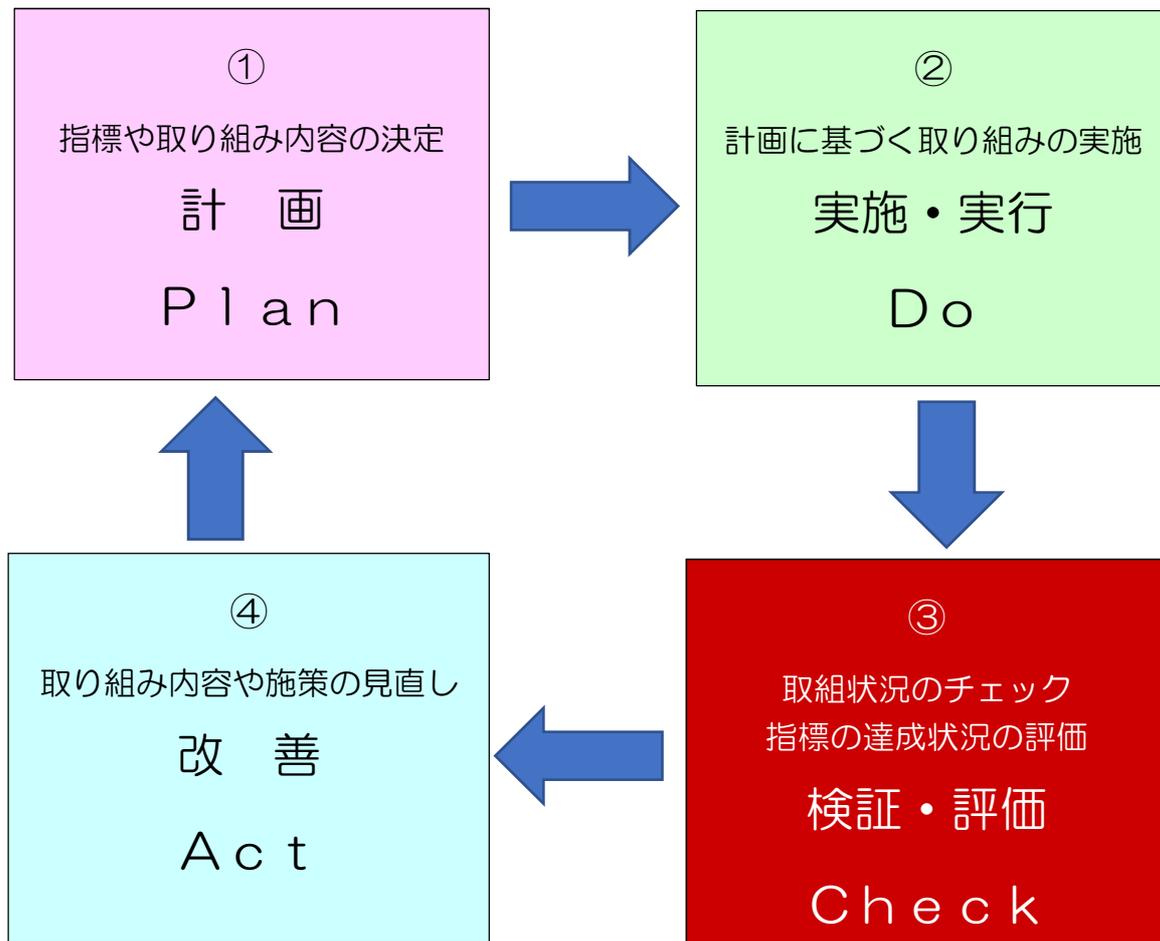
本計画は子育てに関わるさまざまな分野の関わりが必要であることから、行政だけではなく家庭をはじめとする、保育所、認定こども園、学校、地域、その他の関係機関や団体等と連携を図り、本町一体となって子育て環境の充実に取り組みます。

また、行政組織内において関係各課が連携し、事業の実施等について情報交換・共有を行うことで総合的な施策の推進に努めます。

2. 計画の評価・確認等

本計画で定めた教育・保育事業および地域子育て支援事業の量の見込みや提供体制、各施策や事業について、定期的な進捗管理と評価を行います。

また、各関連部局や「黒潮町子ども・子育て会議」においては、PDCA サイクルのプロセスを踏まえて計画の進行管理に努めます。



1. 策定経過

【子育て支援に関するアンケートについて】

- 調査対象者:黒潮町在住の就学前児童・小学生(1~4年生)の保護者
- 調査期間:平成31年3月6日(水)~平成31年3月20日(水)
- 調査方法:①就学前児童・・・保育所に配布・回収を依頼。
②未就学児童に対しては、個別郵送及び返信用封筒による提出により対応。
③小学生・・・小学校に配布・回収を依頼

対象	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	342件	314件	91.8%
小学生	266件	214件	80.5%

【子ども・子育て支援会議について】

- 令和元年11月29日(金)・・・令和元年度第1回黒潮町子ども・子育て支援会議開催

- ①子育て支援に関するアンケート調査の結果報告について
- ①「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて
- ②「第2期黒潮町子ども・子育て支援事業計画」の骨子案について
- ④その他

- 令和2年1月24日(金)・・・令和元年度第2回黒潮町子ども・子育て支援会議開催

- ①「第2期黒潮町子ども・子育て支援事業計画」について
- ②今後のスケジュールについて
- ③その他

- 令和2年2月18日(火)・・・令和元年度第3回黒潮町子ども・子育て支援会議開催

- ①計画(案)に対する意見(パブリックコメント)募集の結果報告について
- ②第1期計画の進捗・評価の項目中、令和元年度の数値(見込み)を追記した箇所の報告及び確認について
- ③前回提示した計画(案)から修正した箇所について
- ④計画書(案)の最終確認について
- ⑤その他

【パブリックコメントについて】

- 意見募集期間:令和2年1月31日(金)~令和2年2月14日(金)

- 閲覧方法:黒潮町HPへの掲載と以下の場所にて資料を公表

南部保育所、大方中央保育所、大方くじら保育所、佐賀保育所

2. 黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例

平成25年12月20日

条例第49号

(設置)

第1条 次代の黒潮町を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、黒潮町子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 支援会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)及びその他の子どもに関する法律による施策について町長の諮問に応じ調査、審議する。

(組織)

第3条 支援会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他次世代の社会を担う子どもの育成に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会議の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 支援会議の円滑な運営及び所掌事務に係る特定の事項について調査し、会議に付する事項を検討するために作業部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、支援会議の議事その他支援会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年黒潮町条例第45号)の一部を次のように改正する。

3. 黒潮町子ども・子育て支援会議運営規則

平成25年12月20日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例(平成25年黒潮町条例第49号)第7条の規定に基づき、黒潮町子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 支援会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、書面をもって会議に代えることができる。

6 書面による会議は、委員の過半数の承諾書をもって成立し、議決は承諾した委員の過半数の承認を必要とする。

(庶務)

第3条 支援会議の庶務は、健康福祉課福祉係において処理する。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4. 黒潮町子ども・子育て支援会議委員名簿

区分	所属	氏名
小・中学校校長	小・中学校校長会会長	前田 浩文
児童主任委員	児童主任委員代表	浦田 信
保護者	佐賀保育所保護者会会長	畦地 今日一
保護者	大方くじら保育所保護者会会長	大西 貴史
保護者	大方中央保育所保護者会会長	久保田 聖也
保護者	南部保育所保護者会会長	田 淵 清隆
保護者	PTA連合会副会長	浜田 由紀
保護者	PTA連合会副会長	田 辺 豊
保育所	保育所長会会長	松岡 由希子
子育て支援センター	地域子育て支援センター長	北尾 美穂
教育委員	教育委員代表	浜田 康太郎
保健師	母子担当保健師	柿内 愛
行政	教育委員会教育次長	藤本 浩之
行政	地域住民課長	青木 浩明
行政	健康福祉課長	川村 一秋